

# 組合ニュース

鳥取大学教職員組合事務局 内線 2990

[http://toridaikyouso.fromc.jp/e-mail:toridai\\_union@hotmail.com](http://toridaikyouso.fromc.jp/e-mail:toridai_union@hotmail.com)

## 2008年度 新中央執行部が発足しました

### 1. 委員長よりごあいさつ

～ 組合員のみなさんへ ～

7月5日(土)の定期大会は無事成立し、2008年度役員、活動方針、予算案等が決定されました。ここに新執行部を代表して委員長の広重より組合員の皆さんにご挨拶とともに決意を述べさせていただきます。

大会の討議は活発で、出席された代議員から多面的な発言と批判を頂きました。これは執行部への期待の大きさを示すものと受けとめております。なかでも次の5点は特に印象に残り、組合運動の基本として重視したいと思っております。

- 1) 支部活動の活性化(組合員の拡大と要求整理)、
- 2) 現在申し込み中の団交(入試手当など)の粘り強い追究、
- 3) 勤務時間と昼休憩時間の見直し要求について交渉、
- 4) 高等教育に関するフォーラムと親睦交流の実施、
- 5) 支部の要求を広報に反映

昨年度より中執の規模はやや小粒ですが、本日(7月17日)の第1回中執会議において各役員はそれぞれ担当(交渉、会計、書記、広報・拡大、フォーラム)をもち、できることを明確にしたところです。中執だけでやりきるのではなく、短期集中型の実行委員会により組合員のもてる才能を発揮して頂く運営を図ってゆきますので、積極的な参加をお願いします。以上のことが達成されると組合は随分と生まれ変わるのではないかと思います。

1年間、みなさんのご支援をお願いします。

### 知って得する! 労働法の基礎知識

今回は私たちの就労環境を取り巻く労働法について簡単にまとめてみました。

- ◎ 労働者の有する権利  
まずは、一番基本となる憲法より・・・  
**憲法27条 第1項:**「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」  
**同 第2項:**「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」  
**憲法28条:**  
「労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。」

上の憲法28条の各権利をまとめて労働三権といえます。

#### ・労働三権(労働基本権)

- ① **団結権:**  
労働者が使用者と対等の立場に立って、労働条件などについて交渉するために労働組合をつくる権利、また労働組合に加入する権利を指します。
- ② **団体交渉権:**  
使用者と交渉し、協約をむすぶ権利です。
- ③ **団体行動権(争議権):**  
団体交渉において使用者に要求を認めさせるため、団結して就労を放棄する、つまりストライキをおこなう権利です。

- ◎ 労働を取り巻く法律(労働三法)  
憲法27条第2項および上記の労働基本権は、次の**労働三法**により具体的に法律として示されています。

- ① **労働基準法**  
賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する最低基準を定めた法律です。
- ② **労働組合法**  
労働組合の結成の保証、使用者との団体交渉やストライキなど労働争議に対する刑事上・民事上の免責要件などが定められています。
- ③ **労働関係調整法**  
労働組合法と共に、労働関係の公正な調整を図り、労働争議を予防し、又は解決して、産業の平和を維持し、経済の発展に寄与することを目的とする法律です。

これまで、国家公務員および一部の地方公務員は上記の法律の適用除外者となっておりましたが、法人化によりすべての法人職員に適用されるようになっています。

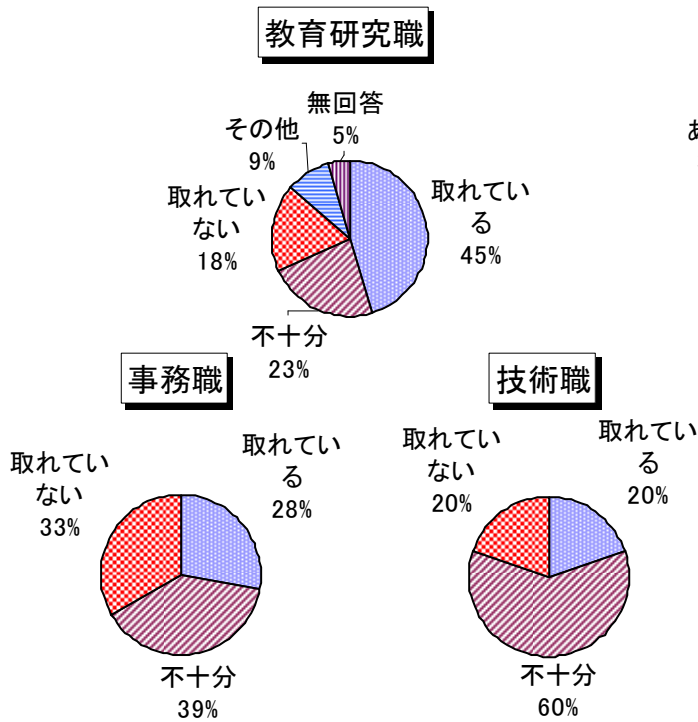
## 2. 「職場アンケート」の集計結果

2007年12月に職場実態調査を目的としたアンケート調査を実施し、47名の回答を頂きました。ご協力ありがとうございました。この度、その集計が完了いたしましたのでお知らせします。今回は職場実態の中でも、特に「昼休憩」と「超過勤務」に関する結果を中心に報告いたします。なお、アンケート結果は各職層に分別して集計しております。

### ① 昼休みに関して

・ 昼休みは十分取れていますか？

この質問に対する回答は以下のとおりでした。

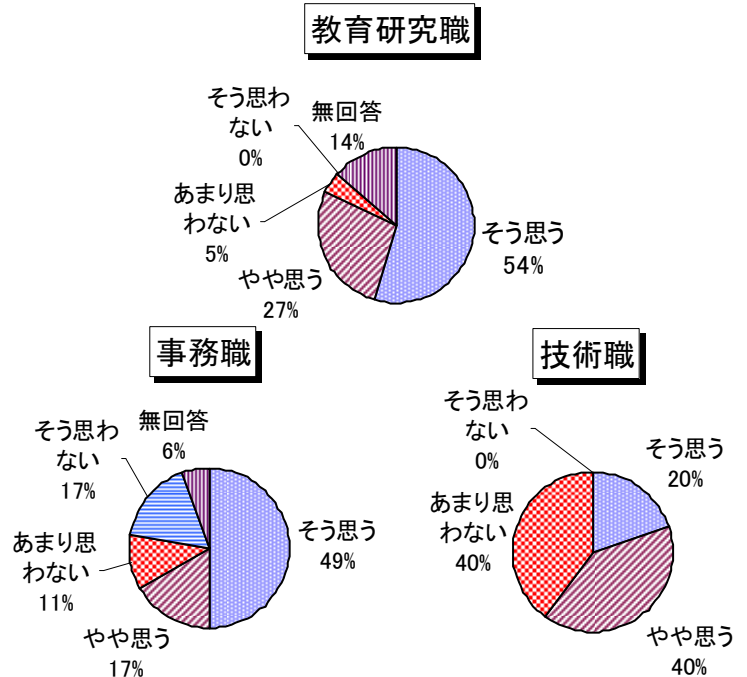


教育研究職では昼休みが比較的取れているという回答が多いのですが、技術職と事務職では7割以上の方が十分に取れていないことがわかります。特に事務職の方においては、昼休みをとる場所が無いという意見が多数ありました。昼の休憩時間は単に作業に従事していない「手待ち時間」を含まず、権利として労働から離れることを保障されている時間のことで（労働基準法）。事務室などの職場でとる休憩では、仕事上の意識が働き、休憩にはなり得ません。休憩時間を自由に過ごせるように、休憩室の設置が早急に必要であると言えます。

### ② 超過勤務に関して

・ 超過勤務は恒常化していると思いますか？

この質問に対する回答は以下の通りでした。



技術職の20%、教育研究職と事務職では約50%の方が「超過勤務が恒常化している」と回答しています。特に教育研究職においては「やや思う」まで入ると、実に80%以上の方が超過勤務をしていると感じています。教育研究職員は裁量労働制が基本の勤務形態ですが、午後10時以降の深夜勤務は部局長の「許可をあらかじめ得る」とあります。しかしながら深夜勤務の定義や手続きは必ずしも明確ではありません。ある学部では深夜勤務が前提となっているとさえ言われています。上記の結果から長時間の超過勤務が潜在化した勤務実態を垣間見ることができたと言えるでしょう。また、事務職では超過勤務に関してははっきりとした意識の差があるようです。これは部署により「忙しさ」に差があることを示していて、約半数程度の方は仕事量の多い部署で超過勤務を強いられているのが現状なのかも知れません。

今回お知らせした昼休憩と超過勤務の集計結果を見るだけでも、私たちの職場には色々な問題が内在しています。今後、このような問題を是正するよう、学長との団体交渉を通して法人当局に強く求めていきたいと考えています。